

別府市の障がい者差別解消に向けた取組について



別府市

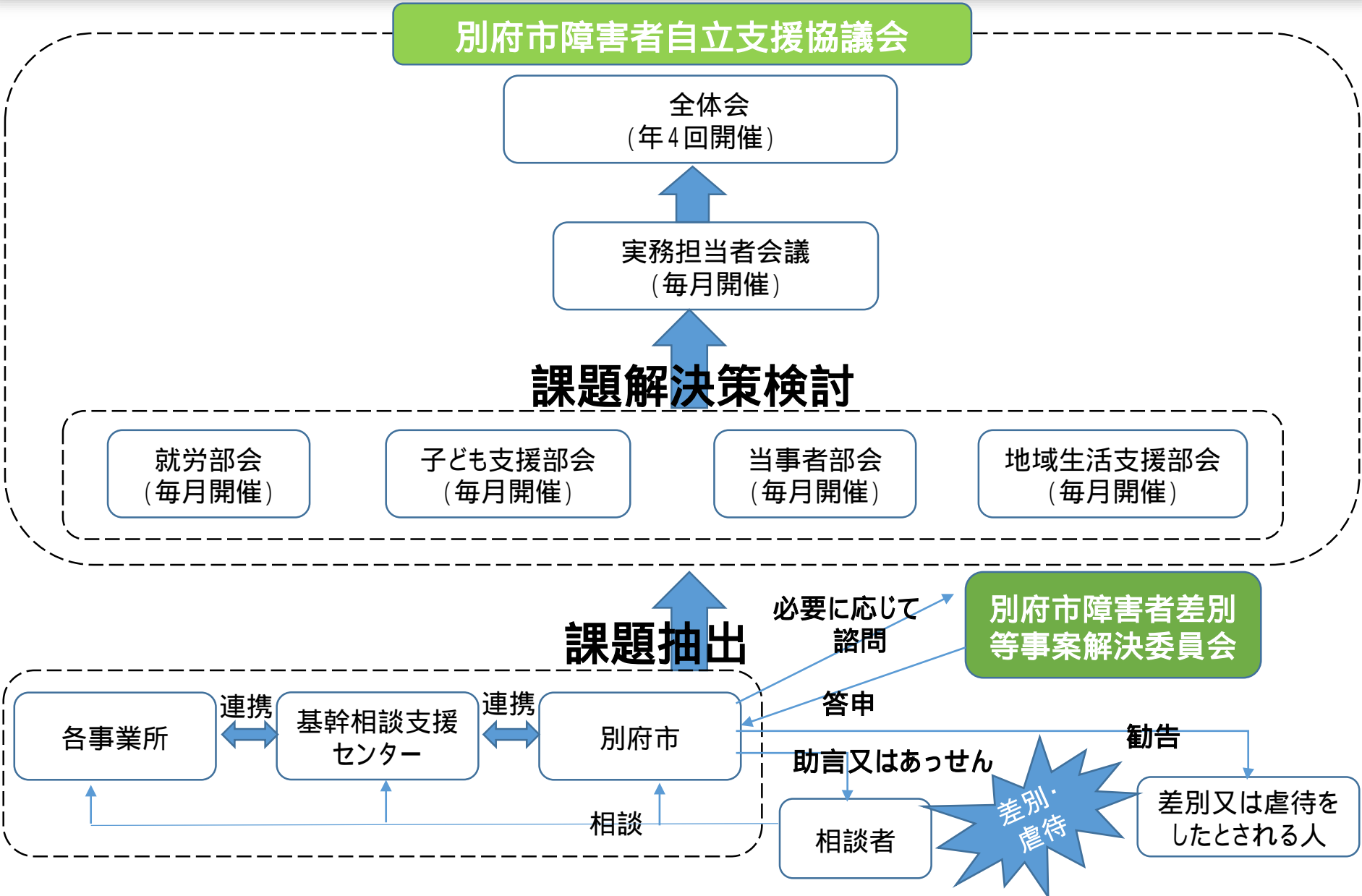
別府市の歩み

大正14年	亀川海軍病院創設(現 別府医療センター)
昭和27年	国立別府保養所創設(現 別府重度障害者センター)
昭和32年	別府整肢園創設(現 別府発達医療センター)
昭和40年	社会福祉法人太陽の家創設
昭和48年	別府リハビリテーションセンター創設
昭和48年～50年	別府市が「身体障害者福祉モデル都市」の指定を受ける
平成4年～6年	別府市が「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受ける
平成26年4月	「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」 (通称「ともに生きる条例」)施行

障害者差別解消支援地域協議会について

障害者差別解消支援地域協議会で求められる機能について、別府市では、既存の**別府市障害者自立支援協議会**及びともに生きる条例に基づいて設置された**障害者差別等事案解決委員会**が、その役割を担っている。

別府市の障がい福祉施策検討のための体制図



条例制定の経過

条例の内容と具体的取組

条例制定経過

時期	内容
H23.8～9	条例制定に関する意見募集
H23.11.18	別府市長から別府市障害者自立支援協議会へ諮問
H23.12～H24.8	別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会で議論
H24.9.28	別府市障害者自立支援協議会から別府市長へ答申
H24.10～12	条例制定庁内検討委員会等で議論
H24.11.28	条例制定作業部会と条例制定庁内検討委員会との意見交換会
H24.12.27	条例制定庁内検討委員会で条例素案の策定
H25.1～2	条例素案に関する意見募集・タウンミーティングの実施
H25.4.23	市議会全員協議会の開催
H25.5～7	厚生環境教育委員会所管事務調査(計4回)の開催
H25.9.20	平成25年第3回市議会定例会で原案可決成立

制定過程におけるポイント

障がい当事者の意見反映

- ・ 条例の骨格づくりのため、「障害者自立支援協議会条例制定作業部会」を設置、計**10**回にわたり議論を重ねた
- ・ 作業部会構成員**24**人のうち、障がいのある人は**6**人(視覚1人、肢体5人)、障がいのある人の保護者は**8**人

広く市民の声を聴く機会(パブリックコメント、タウンミーティング)

- ・ パブリックコメントを2回にわたり実施(検討開始前・骨格完成後)
- ・ 条例素案完成後、タウンミーティングを実施 * **一般市民向け**(7回、254人参加)と**中学生向け**(7回、平成25年1月と2月に1,2年生の人権学習(総合学習)において1,489人参加)

議会の理解

- ・ **市議会全員協議会** **市議会所管事務調査**(厚生環境教育委員会) **市議会本会議上程・可決** * 全会一致で議決

条例制定の背景・経過

条例の内容と具体的取組

別府市の内容

共生社会の実現

障がい理解の広がり

障がい理解啓発活動

障がい差別の予防

合理的配慮の推進

差別の事後的解決

差別等事案解決の仕組み

親亡き後等の問題解決

親亡き後等の問題解決のための施策

条例に基づく取組事例 障がい理解啓発活動 「障がい啓発講師団」による研修活動

視覚障がい、聴覚障がい、精神障がいのある人、知的障がいのある人の保護者など10人で「講師団」を結成し、啓発活動を展開
自治会、民生委員、市職員などを対象として活動。
平成26年度から平成29年度の4年間で**27**回開催
延べ**1,600**人参加

H29末までに 市職員全階層受講済
H30～ 非常勤職員実施中



条例に基づく取組事例 障がい理解啓発活動 幼稚園・小中学校訪問ワークショップ事業

・民間団体(福祉フォーラム)との協働
事業により実施

平成28年度2幼稚園、3小学校で
実施(参加者約**620**人)

平成29年度1幼稚園、6小学校、2
中学校で実施(参加者約**1,327**人)

・平成30年度からは、民間団体(福祉
フォーラム)、別府市社会福祉協議会、
別府市障害福祉課の3者により実施
1幼稚園、9小学校、1中学校で実施
(参加者約**1,100**人)



条例に基づく取組事例 障がい理解啓発活動 基幹相談支援センターによる啓発活動

別府市が相談業務等を委託する4基幹相談支援センターにより、主に支援者の立場から、民間団体等への研修啓発活動を目的として、平成30年度より開始

・民生委員研修

8/31 「発達障がいについて」等(参加者約50名)

10/29 「発達障がいについて」(参加者約30名)

・タクシー協会(市内6事業所の管理職)への研修

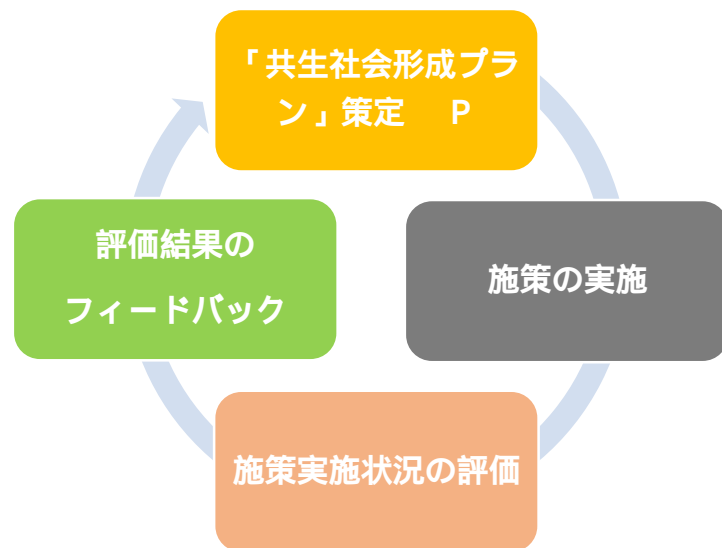
11/1 「精神障がいについて」



共生社会実現のため、市が合理的配慮等を推進することが規定されている。
市民・事業者に対する啓発等を行なうべきこと(第9条)
個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと(第10条～第16条)
親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと(第23条)

共生社会形成プラン

- ・P D C A サイクルにより実施
- ・全26項目(平成30年度)



条例に基づく取組事例 合理的配慮の推進 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮

平成30年度国民文化祭・全国障害者芸術文化祭「湯にば～さるファッションinべっぴ」を開催。

日時：平成30年11月23日（金・祝）13:30～16:00

場所：別府ビーコンプラザ レセプションホール

内容：「湯にば～さるファッションinべっぴ」は平成28年度から開催しており、今回は平成30年度国民文化祭・全国障害者芸術文化祭事業として衣装製作の全国公募、障がいのある音楽家らによる演奏などを取り入れたファッションショーを行った。ファッションと音楽を通じて障がいのある人の社会参加促進及び障がいに対する理解促進に繋がるイベントとなった。



条例に基づく取組事例 合理的配慮の推進 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮

平成30年度国民文化祭・全国障害者芸術文化祭「別府市アール・ブリュットの芽ばえ展
～ 障がいをこえて～」を開催。

日時：平成30年11月3日(土・祝)～9日(金)9:30～21:00

場所：ゆめタウン別府 2階催事場

内容：「別府市アール・ブリュットの芽ばえ展～障がいをこえて～」は、障がいのある人の生(き)のままのあふれる思いが込められた作品展で、芸術の鑑賞や創造を通じて、障がいのある人とない人の相互理解を促進することを目的に、平成27年度から実施している。期間中は展示及びワークショップ(絵手紙教室、切り絵教室、革細工教室)を行い、期間中**2,300人**が訪れた。



条例に基づく取組事例 差別等事案解決の仕組み

発生した差別・虐待事案について解決の手助けをする体制の構築

相談体制の整備

- ・市障害福祉課内に相談窓口を新設し、専門の相談員2名を配置

別府市障害者差別等事案解決委員会の設置

- ・差別・虐待の申立てを受けて、調査審議を行う
- ・**助言**・**あっせん**・**勧告**などの措置によって、解決の手助けを行う
- ・委員**10名**(身体・知的・精神障がい者団体の代表者、教育委員、医師、弁護士、学識経験者、人権擁護委員、商工会議所、障がい福祉サービス事業所の代表者)

相談・申立ての実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
差別等相談件数	4	3	4	1	12
申立て件数	0	0	0	0	0

条例に基づく取組事例

親亡き後等の問題

• 「親亡き後等の問題」とは

- 障がいのある人の多くは、生活を送る上で保護者から介助や見守りなどの支援を受けている。
- その保護者が亡くなったり、高齢になったりすることで、支援が受けられなくなった場合、障がいのある人の生活が成り立たなくなる。

• とともに生きる条例の規定

- 第23条 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

• 検討状況

H26.6 ~ 28.6 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会(委員12人)での検討

H28.7 検討結果をまとめた報告書作成(親亡き後等の問題解決策検討結果報告書)

H28.9 ~ 報告書に基づいて具体的施策を検討・実施

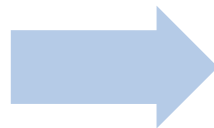
今後の課題

差別等事案解決委員会の周知
地域住民や民間団体等への理解啓発活動の拡大

地域・民間団体
等による障がい
を理解した上で
の合理的配慮の
提供
(ソフト面)



公共施設等
における社
会的障壁の
解消
(ハード面)



共生社会の
実現
=
差別解消

ご清聴ありがとうございました。

と も に 生 き る 条 例

